あなたの1票に未来を託そう

第49回衆議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月31日（日） 午前7時～午後8時

期日前投票 10月20日（水）～30日（土） 午前8時30分～午後8時

問い合わせは
柳川市選挙管理委員会事務局
☎77・8491まで。

公示日、投票日時、投票所

●**公示日** 10月19日（火）

●**投票日時** 10月31日（日）、午前7時～午後8時

●**投票所** 市内22カ所（次ページ投票所一覧を参照）。投票日は、各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票

◆**投票所入場券を忘れずに**

スムーズに投票するため「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。なお、なくした場合でも投票することができるので、投票所で係員に申し出てください。

◆**実施されるのは「小選挙区選挙」「比例代表選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の3つ**

行われる選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査があります。投票会場では、次の①、②、③の順番で投票を行います。

①「小選挙区選挙」を投票（「候補者名」を書いて投票）

②「比例代表選挙」を投票（「政党名」を書いて投票）

③「最高裁判所裁判官国民審査」を投票（辞めさせたい裁判官に「×」を書いて投票。辞めさせなくてもいいと思う場合は白紙のまま投票）

投票できる人

平成15年11月1日までに生まれた人で、令和3年7月18日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでいる人

○**柳川市から他の市区町村に転出した場合**

次の全てに該当する人は、柳川市で投票できます。

▽柳川市の選挙人名簿に登録されている人▽令和3年6月18日以降に他の市区町村に転出した人▽転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない人

期日前投票や不在者投票

■**期日前投票**

投票日に仕事などやむを得ない用事で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

●**期間** 10月20日（水）～30日（土）

●**投票時間** 午前8時30分～午後8時

●**投票所** 市役所各庁舎

▽柳川庁舎＝3階第1会議室

▽大和庁舎＝1階第1会議室

▽三橋庁舎＝1階ロビー

期日前投票の場合、投票所は3カ所どこでも投票ができます。「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。

■**不在者投票**

不在者投票ができる人は次のとおりです。

●**仕事などで市外に滞在している人**

市公式サイトから請求用紙をダウンロードして、手書きで記入し、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。投票用紙を交付するまでに日数がかかります。早めに請求してください。

不在者投票

●**指定施設で投票をする人**

県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。

●**期日前投票期間中に18歳になる人**

期日前投票の期間中に投票をする場合、18歳に達していない人は不在者投票となります。

郵便投票、点字・代理投票

●**郵便投票**

身体に重度の障がいがある人で、市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」をもらっている人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。事前に市選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付申請をしてください。郵便による不在者投票をするときは、郵便投票証明書を提示し、10月27日（水）の午後5時までに、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。請求は、郵便か代理人が行うことができます。

郵便投票ができるのは次のいずれかに該当する人です。

①身体障害者手帳で「両下肢、体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級」「免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級まで」の人

②戦傷病者手帳で「両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症まで」の人

③介護保険の被保険者証で要介護区分が「要介護5」の人

●**代理記載制度**

郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳が「上肢又は視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場合も市選挙管理委員会に届け出が必要です。

●**点字・代理投票**

目の不自由な人には、投票所に点字器を用意しています。また、身体が不自由で字が書けない人は、投票所の係員が代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者に投票したか、漏れることは絶対にありません。

市民体育館で即日開票

開票は即日開票で、10月31日（日）、午後9時15分から、市民体育館で行います。

投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3	城内	城内コミュニティ防災センター
第5	沖端、西宮永	矢留うぶすな館
第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	就業改善センター
第10		
第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和コミュニティセンター
第14	中島	大和漁村センター
第16	有明	有明コミュニティセンター
第17	皿垣	皿垣コミュニティセンター
第18	豊原	豊原コミュニティセンター
第19	六合	六合コミュニティセンター
第20	二ッ河	二ッ河コミュニティセンター
第21	藤吉	藤吉コミュニティセンター
第22	垂見	垂見コミュニティセンター
第23	矢ヶ部	矢ヶ部コミュニティセンター
第24	中山	中山コミュニティセンター
第25	藤吉、ニッ河、垂見	三橋生涯学習センター

新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

■**投票所の感染対策**

▷入り口に消毒液と体温計を設置

▷記載台や鉛筆などは定期的に消毒

▷定期的な換気を実施

▷投票事務従事者はマスク着用

▷持参した鉛筆やシャープペンシルで記入可能

■**有権者へのお願い**

▷投票所に行くときは、事前に手洗いをして、マスク着用でお越しください

▷投票所入り口で手指を消毒してください

▷投票所では周りの人と一定の距離をとってください